

第3章 災害応急対策計画

公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

第20節 文教対策計画

第1項 計画の主旨

文教施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育が行えない場合及び文化財が被害を受けた場合の応急対策は本計画による。

第2項 市が実施する対策（避難所対策部、建築対策部）

1 実施責任者

(1) 教育施設の確保、教職員の確保

市立学校、市立幼稚園 市教育委員会

県立学校、県立学校以外の県の教育機関 県教育委員会

私立学校、私立幼稚園 私立学校等設置者

(2) 教科書、学用品等の給与

市長（救助法適用後は知事の委任による市長）所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行う。

2 文教施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握するため、被害調査班を編成し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 市立学校施設の危険度判定を行う。

(2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

(3) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用し、事情によっては二部授業等を行う。

(4) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

(5) 上記の措置は、学校（園）長が教育委員会と協議のうえ決定するものとし、応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

(6) 被害を受けた学校については、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

(7) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、学校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

(8) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学

第3章 災害応急対策計画

校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制の確立を図る。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- (3) 被災地域の児童・生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

4 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。
- (3) 学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

5 学用品の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、学用品の必要量を確保し、被災児童・生徒又は臨時授業所に急送する。

(1) 納入の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童・生徒に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 納入の方法

学用品の納入は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う

6 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

7 救助法が適用された場合

救助法適用時の学用品の納入基準は次に定めるものとする。

(1) 対象者

第3章 災害応急対策計画

災害震災のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

（2）学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

（3）費用及び期間

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編16－1 災害救助法による救助の程度と期間

8 私立小中学校及び幼稚園への対応

- （1）私立小中学校及び幼稚園（以下「私立学校等」という。）は、市立学校及び幼稚園（以下「市立学校等」という。）に準じた応急教育対策を講じるよう努める。
- （2）市は、私立学校等及び県災害対策本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。
- （3）市は、「2 文教施設の応急対応」のうち、私立学校等施設の危険度判定の実施及び私立学校施設が使用不可能な場合の使用可能な市施設等の貸与又は市立学校等への児童生徒の受入について、私立学校等又は県災害対策本部の要請により、対策を講じるよう努める。

9 国・県・市指定の文化財の保護

（1）被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果について速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

（2）応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたとき~~は~~、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

第3章 災害応急対策計画

資料編16-~~18~~19 市内指定文化財一覧

第21節 ボランティアの受入計画

第1項 計画の主旨

参加したボランティアの善意が効果的に~~生活~~かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

1 実施責任者

ボランティアの要請は、本部（福祉医療対策部）において行うこととする。ただし、災害の程度、規模等により、その実施機関において、その地域内で要員の確保ができないときは、災害を免れた市町に応援するよう県に要請する。

2 ボランティア受入体制

災害発生時におけるボランティア等の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が相互に連携して、次の事項により対応する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

本部（福祉医療対策部）は、「鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請する。また、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて、現地事務所の設置場所を検討する。

(2) みえ災害ボランティア支援センターとの連携

本部（福祉医療対策部）において、ボランティアの要請が不可能なとき又は不足するときは、県地方部に応援の調整を要請する。

災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、ボランティア（一般、専門職）募集の広報活動等を行い、市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(3) 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の要請

避難所等において、要配慮者に対するニーズ等の調査、福祉避難所への誘導、相談支援、避難所環境の整備へのアドバイス、生活上の支援などを行うことにより、要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次被害の防止を図ることを目的に、県に対し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の派遣を要請する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

第3章 災害応急対策計画

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

市社会福祉協議会は、本部（福祉医療対策部）の要請を受け、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行う団体又は個人を円滑に受け入れる。

（1）災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動に関する一元的な活動拠点として機能する。

- ア 被災地におけるボランティニアーズの収集・集約
- イ ボランティア活動のコーディネート
- ウ ボランティアの受入れ、被災地での活動支援
- エ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務
- オ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- カ DWATとの連携調整

2 ボランティアの活動内容

ボランティア等に対して、次の活動に関して協力依頼する。

- （1）災害・安否・生活情報の収集・伝達
- （2）避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等災害時要援護者の介護等）
- （3）在宅者の支援（高齢者等災害時要援護者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- （4）配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- （5）その他被災者の生活支援に必要な活動

第4項 市民や地域が実施する対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 災害ボランティアセンター現地事務所の運営支援

被災状況に応じて、現地事務所の運営を支援するため、ボランティニアーズの把握、情報提供等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地事務所や災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れに協力する。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第22節 輸送計画

第1項 計画の主旨

地震発生時に際し、被災者、災害応急対策の実施に必要な人員、救助物資及び応急対策用資材の輸送を迅速、確実に行うため、車両、船舶等及びこれに要する労務を確保し、その有効適切な利用により、作業の万全を期す。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部、産業物資対策部、環境対策部、土木対策部、上下水道対策部）

1 実施機関

災害輸送は、市が実施するものとし、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行うものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

2 輸送の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信・電力・ガス・上下水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
- オ 感染防止資機材

(3) 第3段階

- ア (2)の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送車両等の確保

(1) 調達車両等

第3章 災害応急対策計画

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 市が所有する車両等
- イ 防災関係機関が所有する車両等
- ウ 自動車運搬事業者の車両等

(2) 陸上輸送

- ア 輸送・配車計画

本部各部は、各部保有の車両を使用するにあたり、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、輸送・配車計画を作成しておく。

- イ 輸送車両の要請

各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、総務管理部に車両の調達を要請する。

総務管理部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県、自動車運搬事業者等に車両の確保を要請する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急物資輸送等に関する協定、 災害時における車両の提供等に関する協定）

- ウ 車両燃料の確保

本部は三重県石油業協同組合鈴鹿市支部等の協力により、災害輸送車両の燃料の確保に努める。

- エ 輸送記録

輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整備し、保存しておく。

(3) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要な都度、鉄道事業者等と関係機関と連絡して処理する。

(4) 海上輸送

船舶による輸送は、白子港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、鈴鹿市漁業協同組合等関係機関に協力要請を行う。

(5) 空中輸送

- ア 県防災ヘリコプターの応援要請

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をする。

資料編16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

- イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等受入体制を整える。

資料編9-4 臨時ヘリポート一覧表

(6) 費用の基準

第3章 災害応急対策計画

自動車運送事業者による輸送あるいは車両の借上げは、市域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

4 緊急通行車両の確認

- (1) 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- (2) 事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。
- (3) 災害時においては、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。
- (4) 車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

5 資機材の配備

~~災害~~~~大地震~~が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

6 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

(1) 範囲

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送である。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ 遺体の捜索
- キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 16－1 災害救助法による救助の程度と期間

7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受け入れ施設（総務管理部、産業物資対策部）

国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「A G F 鈴鹿体育馆」及び「西部体育馆」を市物資拠点として受け入れ先とする。なお、物資拠点での

第3章 災害応急対策計画

運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。

なお、配分予定数等については第15節「衣料・生活必需品供給計画」による。

8 国土交通省による「くしの歯作戦」への対応

国土交通省による「くしの歯作戦」の実行によって、道路の啓開を実施する。その際の連絡手段、啓開された道路を使用する団体等との連絡手段も確保しておく。

9-8 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滯しないよう、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路、第1～3次緊急輸送道路等と基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集、及び、道路啓開を行うための体制の検討を行う。
の状況を道路管理者等から収集する。

なお、中勢拠点や各拠点への配送担当物流事業者が所有する倉庫から市物資拠点への緊急輸送ルートについては下表のとおり。

第3章 災害応急対策計画

表：三重県広域受援計画に基づく市物資拠点への緊急輸送ルート

市物資拠点 名称	所在地	emainルート			代替ルート		
		起点	距離 (km)	ルート	起点	距離 (km)	ルート
AGF 鈴鹿体育馆	江島台 一丁目 1-1	中勢拠点	15.4	(市)石薬師 133号線⇒(市)石薬師 131号線⇒石薬師 134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峠線⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(県)四日市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	中勢拠点	14.8	(市)石薬師 133号線⇒(市)131号線⇒石薬師 134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峠線⇒(国)1号⇒(県)神戸長沢線⇒(市)庄野42号線⇒(市)庄野35号線⇒(県)三行庄野線⇒(市)加佐登鼓ヶ浦線⇒(県)上野鈴鹿線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線
		日本トランステイ(株) 亀山物流センター	22.2	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(県)四日市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	—		
		近物レックス(株) 津支店	14.4	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)306号⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	近物レックス(株) 津支店	41.4	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒芸能IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒亀山IC⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)四日市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線
西部体育馆	長澤町 1828-2	中勢拠点	11.9	(市)石薬師 133号線⇒(市)131号線⇒石薬師 134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峠線⇒(国)1号⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(県)神戸長沢線	—		
		日本トランステイ(株) 亀山物流センター	14.0	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)東名阪自動車道⇒鈴鹿IC	—		
		近物レックス(株) 津支店	30.0	(市)あのつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒芸能IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)東名阪自動車道⇒鈴鹿IC	—		

○凡例：(高)自動車専用道路、(国)国道、(県)県道、(市)市道

第3項 市民や地域が実施する対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

1 大地震発生時の行動

大地震発生時に、一般車両が緊急通行車両の通行に支障をきたすことのないよう一般車両の運転者は、以下の行動を講じるとともに、原則としては徒步で避難する。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままでし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- (5) 駐車をするときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内的一般車両の運転者は、以下の行動を取らなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
 - ウ 速やかな移動が困難な時は、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
 - エ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。